

飲用井戸の衛生管理について

飲用に使用する井戸等については、適正な衛生管理を目的として、厚生労働省による「飲用井戸等衛生対策要領」が定められています。

飲用井戸の管理と検査

- 飲用井戸等及びその周辺に、みだりに人や動物が立ち入れないようにしましょう。
- 飲用井戸や井戸周辺を定期的に点検し、清潔保持に努めましょう。
- 新たに飲用井戸を設置した場合、給水開始前に水道法の水質基準項目（51項目）の水質検査を行い、これに適合していることを確認しましょう。
（塩素消毒をしていない場合等は、消毒副生成物の検査を省略できます）
- 定期的（年1回以上）に、水質検査を受けましょう。

定期の検査：一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度

※その他、有機溶剤やヒ素・マンガン・鉛などの追加検査、放射能測定もできます。

異常があれば飲用を中止して、必要な水質検査を行い、安全を確認しましょう。

「飲用井戸の水質検査を依頼するにあたっては、水道法第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は、厚生労働大臣の登録を受けた者に対して行う」とされています。

当センターは、厚生労働省の登録第1号機関です。



水道法の水質基準項目（51項目）については、次ページをご覧ください。

水道法に基づく水質基準に関する省令の水質基準値

水道法の水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101)

最終改正: 令和2年3月25日厚生労働省令第38号(令和2年4月1日施行)

検査方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)

最終改正: 令和2年3月25日厚生労働省告示第95号(令和2年4月1日施行)

水質基準項目	水質基準	分類
1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	病原生物
2 大腸菌	検出されないこと	
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下	重金属
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下	
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下	
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下	
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下	
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	無機物質
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下	
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下	
14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	有機物質
15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
19 トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	
20 ベンゼン	0.01 mg/L以下	
21 塩素酸	0.6 mg/L以下	
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	
23 クロロホルム	0.06 mg/L以下	
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	消毒副生成物
26 臭素酸	0.01 mg/L以下	
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	
28 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	
29 プロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	
30 プロモホルム	0.09 mg/L以下	
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下	
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下	重金属
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下	
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下	
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下	
38 塩化物イオン	200 mg/L以下	無機物質
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	
40 蒸発残留物	500 mg/L以下	
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	有機物質
42 (4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフ	0.00001 mg/L以下	
43 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2	0.00001 mg/L以下	
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	基礎的性状
47 pH値	5.8以上8.6以下	
48 味	異常でないこと	
49 臭気	異常でないこと	
50 色度	5度以下	
51 濁度	2度以下	

枠内青色の項目は、塩素消毒をしていない場合省略することができます。

枠内緑色の項目は、原水での検査の場合省略することができます。